

各論

第4編 社会福祉の増進
第1章 児童と家庭の福祉
第1節 概説

46年は、児童憲章制定20周年にあたり、また47年は、児童福祉に関する基本法である児童福祉法の制定25周年である。このように、児童福祉の基本理念が明定されてから歴史的にも一応の評価が可能な期間が経過した今日、わが国の児童福祉施策はどのように行なわれ、また、どのような問題をはらんでいるのであろうか。

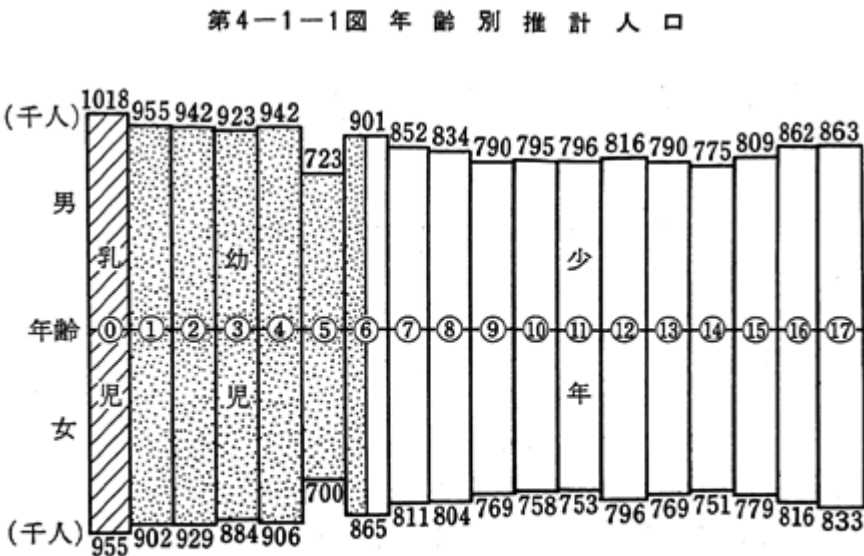
わが国の児童福祉は、22年に制定された児童福祉法をはじめ、その後制定、整備された児童扶養手当法(36年)、母子福祉法(39年)、特別児童扶養手当法(39年)、母子保健法(40年)、児童手当法(46年)などの法令を中心として構成されている。このような法制上の整備のほか、予算上においても近年著しい伸びを示し、各種の児童福祉施策の充実が図られてきている。

とりわけ、永年の懸案であつた児童手当制度が、47年1月1日から発足したが、その意義は大きい。

児童福祉施策の具体的内容については、別に述べるが、ここでは、児童福祉全般について、児童をとりまく環境の変化と施策の今後の方向との関連のもとに概観する。

はじめに、児童福祉の対象となるべき児童は、児童福祉法では18歳未満の者とされているが、その状況について年齢別にみると、第4-1-1図のとおりである。46年10月1日現在、総数は約3,017万人、児童福祉法の区分により、乳児(1歳未満)、幼児(1歳～小学校就学前)、少年(小学校就学後～18歳未満)に分けると、おおよそ乳児197万人、幼児(1歳～6歳の人口による)1,057万人、少年(7歳～17歳の人口による)1,762万人となつている。

第4-1-1図 年齢別推計人口



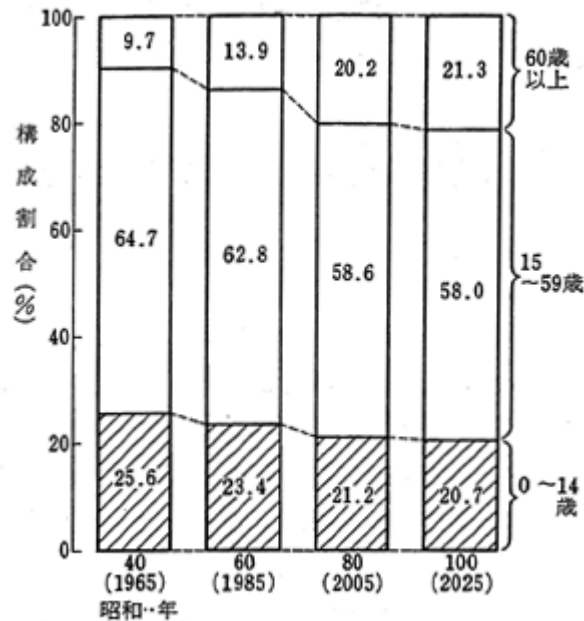
資料：総理府統計局「全国年齢別人口の推計」
(注) 46年10月1日を推計したものである。

これを年齢別にみると、終戦直後のベビーブームとその後の出生率の著るしい低下傾向はほとんどなくなっており、逆に、41年の「ひのえうま」の年の低出生率の例外を除けば、ここ十年来漸増の傾向にある。

しかし、児童数は漸増の傾向にあるとはいえ、わが国の人口は、「少産少死型」となり、将来人口は西欧諸国にすでに顕著に現われてきているように老齢化の傾向をたどり、第4-1-2図に明らかなように、総人口の中に占める児童の割合は漸減していくことが予測されている。

第4-1-2図 総人口に占める児童人口(0～14歳)の割合の推移

第4-1-2図 総人口に占める児童人口(0～14歳)の割合の推移



資料：厚生省人口問題研究所「全国男女年齢別将来推計人口（44年）」

近年の著しい社会・経済の変動に伴つて、このような児童をとりまく環境も大きく変わつてきている。児童の家庭環境の変化についてみると、まずはじめに世帯規模の縮小・核家族化の進行があげられる。これは、単に家族の形態が変化したということにとどまらず、家庭の機能そのものにも変化を与えている。かつては、生産・教育・娯楽、しつけなど児童が社会人に成長するために必要な要素の主要部分が「家」の中で行なわれていたが、現代ではそれらが家庭外で充足されることが多くなり、さらに、留守家庭、欠損家庭などの増加、放任、過保護などにより、児童に対して家庭の果たすべき本来的機能まで低下してきている。また、生活水準の向上、交通機関の発達、情報化社会などによつて、新しい知識や文化に接触する機会にめぐまれるようになったが、反面、交通事故の増加、光化学スモッグなどをはじめとする各種の公害の発生、有害文化のはらん、自然環境の破壊など児童をとりまく環境の問題はむしろ増大してきている。

46年度には、小児がんの治療研究と公費負担制度の新設、心身障害児の発生原因・予防および治療に関する総合的研究の実施、保育所、重症心身障害児施設などの社会福祉施設緊急整備五ヶ年計画の実施など各種の新規施策が打ち出され、また従来からの施策の充実、改善も行なわれた。しかし、精神薄弱児、肢体不自由児、要保育児童をはじめとする要保護児童のニーズが多様化してきており、またさきに述べたような児童をとりまく環境の問題などに対処するためには、健全育成対策、保育対策の拡充、施設体系のあり方をはじめとして、従来の児童福祉施策の体系にとらわれずに、総合的な児童福祉施策の体系化に努めなければならない時期にきているといえよう。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 母子保健および小児医療

1 母子保健の現状

母子保健行政は、乳幼児の健康の保持、増進および児童の健全な生育とその基盤である母性の尊重、保護を基本理念とするもので、児童福祉行政および公衆衛生行政の根幹をなす行政である。

23年に児童福祉法が施行されて以来、母子保健行政の内容は年々充実され、とくに、40年に母子保健法が制定されてからは、さらに積極的に母子を通じて一貫した体系のもとで施策が進められてきた。それらの結果、乳幼児の死亡率は年々低下し、45年には25年の約4分の1以下にまで減少し、また、乳幼児の体位も向上して、西欧諸国と肩を並べるまでになった。しかしながら、公害等による生活環境の汚染、人口の都市集中、核家族化の進行等母子をとりまく環境の変化や、母性意識の喪失、性の混乱等社会道德の変化に伴ない、妊娠、出産、育児等母子保健の基本的分野において新しい問題を生じ、母子保健行政は新たな局面を迎えている。

以下、いくつかの具体的な統計数字によつて現状と問題点について述べることにする。

(1) 妊産婦死亡

妊産婦死亡率(出生1万対)は46年には4.5となり、22年の16.8からみると、40年以降はおおよそ半減している。しかし欧米諸国と比較すると、戦前はむしろ低い方であったわが国が、諸外国の著しい改善にとり残され、わが国は2～3倍の高率にとどまっている。しかも死亡の原因についてみると、妊娠中毒症、出血、子宮外妊娠による死亡が全妊産婦死亡の約70%を占めており、妊娠中毒症や出血による死亡は国際比較においても著しく高率となっており、妊娠第29週以降の後期死産の高率なこととあわせて、妊産婦の健康診査や保健指導などの健康管理の徹底が期されねばならない。

(2) 人工妊娠中絶

人工妊娠中絶は、30年をピークに年々減少し、最近では74万件前後を横ばいの状態であるが、出産数の3分の1以上を占めているばかりでなく、母体の習慣性流産や不妊症の原因ともなり、また出産に適する年齢を人工妊娠中絶で逸し、高年初産または高年出産になると難産、死産、先天異常児の出生および妊娠中毒症などの発生率が高くなることから人工妊娠中絶の減少は母子保健にとつてきわめて重要な課題である。また一方、最近の胎児学の著しい進歩により、胎児が出産後重度の心身障害を有することが確実に診断できることが相当多くなっていることから、このような場合には、優生保護と心身障害児の発生防止の見地より人工妊娠中絶を行なうべしという意見が高まっている。

人工妊娠中絶の弊害から母体を保護するため母子保健の重要な事業の一つとして、新婚学級、母親学級などの衛生教育を通じての家族計画の普及や受胎調節、実地指導員による母性保護事業を行なっている。

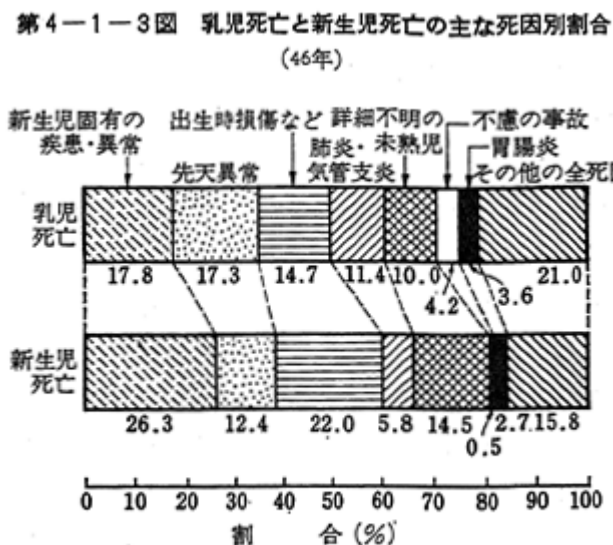
(3) 乳幼児死亡

ア 新生児死亡と乳児死亡

新生児死亡率、乳児死亡率ともに年々低下し、46年にはそれぞれ8.2、12.4といずれも最低値を記録している。乳児死亡のうち新生児死亡の占める割合をみると46年には66.4%で、年々増加の傾向にある。この理由は新生児固有の疾患、未熟児、先天異常等、現代医学で問題とされている疾患による死亡が新生児に多いため、これらの疾患対策が今後の問題となる。

乳幼児死亡と新生児死亡の原因の割合を第4-1-3図(46年)に示したが、新生児死亡では、新生児固有の疾患、異常が26.3%で最も多く、ついで出生時損傷等(22.0%)、先天異常(12.4%)の順となつている。

第4-1-3図 乳児死亡と新生児死亡の主な死因別割合



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

一方、乳児死亡では、新生児固有の疾患、未熟児等が17.8%で同様に最も多く、ついで先天異常(17.3%)、出生時損傷等(14.7%)の順であるが、新生児死亡とくらべて、肺炎および気管支炎が多くなっている。これらの対策として、妊婦検診等の妊娠中の健康管理、安全分娩、新生児の育成医療などが現在行なわれている。

イ 幼児死亡

幼児死亡率も乳児と同じように順調に低下してきたが、欧米諸国に比べるとアメリカの1.4倍、スウェーデンの2倍とまだ高い。その原因は不慮の事故、悪性新生物、肺炎および気管支炎、先天奇形などによる死亡が欧米諸国よりも多いことによる。とくに最近、強化されてきた小児医療対策の充実と生活環境の改善がいつそう望まれる。

(4) 乳幼児の体位

戦後、わが国の乳幼児の体位は著しく向上しており、45年の乳幼児身体発育調査(厚生省)でみると、その伸び率は欧米諸国と比肩するまでになった。これは、国民の生活様式の変化とともに、栄養の改善や母子保健の向上によるものと考えられるが、その反面、この形態的発育に体力が伴わない虚弱児や肥満児などが問題となつている。また最近学会から全般的に児童の運動機能の低下していることが発表されており、心身機能の均衡のとれた発育を図ることが、母子保健の今後の重要な課題の一つである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 母子保健および小児医療

2 母子保健対策の現状と今後の課題

(1) 母性保健対策

ア 妊婦の健康診査

母子保健法の規定に基づく妊娠の届出により行政的に把握された妊婦に対して母子健康手帳を交付し、保健所で母性、乳幼児の健康診査および保健指導を実施しているが、それに加えて、妊娠の前期と後期の各1回、公費により医療機関に委託して一般健康診査が実施されており、その結果必要に応じて精密健康診査を行ない、妊婦健康管理の徹底に努めている。45年度より発足したこの制度も地域医師会等の協力体制もほぼ確立し軌道に乗ってきている。

イ 妊産婦の保健指導

健康診査の結果、必要に応じて妊婦の家庭を訪問して、生活の場に即した保健指導を行なっているほか、保健所や母子健康センターなどでは母親学級を開き、妊娠中の健康、出産の準備、家族計画などの集団衛生教育を行なっている。健康診査と保健指導による妊産婦管理の徹底を図るためには医療機関と保健指導機関の有機的連繫をさらに進める必要がある。

ウ 安全分娩の普及

欧米諸国に比べて、わが国では、分娩周辺期の死亡、すなわち妊産婦死亡、後期死産、新生児死亡が高率であることから、妊婦健康管理とあわせて、安全分娩対策として、施設内分娩、母子保健体操、母子栄養強化対策および未熟児養育医療対策などを進めてきた。とくに産科出血対策については地域医師会等の協力体制の確立、医療機関や母子健康センターの適正配置、関係要員の養成などの問題の解決が焦眉の急といえよう。

(2) 小児保健対策

ア 乳幼児の健康診査

(ア) 乳児健康診査

乳児の健康診査については従来から保健所で一般健康診査を行ってきたが、その結果、精密健康診査の必要な乳児は、45年度から一般医療機関に委託して精密健康診査を実施している。さらに本年度からは農薬等による母乳汚染対策の一環として、汚染物質による健康被害が疑われる乳児に対しては三回の精密健康診査を行なうこととした。

(イ) 三歳児健康診査

三歳児の時期が乳児期や1～2歳児期ではよくわからない心身障害や精神発達の遅れの発見も可能となり、早期治療や教育訓練にもきわめて重要な時期であるため、三歳児健康診査として全国の保健所で行なわれてきたが、44年度からは児童相談所が中心となつて三歳児精神発達精密検査が実施されている。なお本年度からは小児慢性疾患の早期発見に対する検査を強化することとしている。

イ 乳幼児の保健指導

未熟児、新生児に対しては訪問指導、その他の乳幼児には乳児および三歳児健康診査や育児学級などの衛生教育に引き続いて個別に保健指導を行なっているが、最近の著しい社会変動により乳幼児死亡原因に不慮の事故が多く、また慢性疾患や肥満などによる虚弱児が増加していることから、児童の健全育成のための保健指導はますます重要となつている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第2節 母子保健および小児医療

3 小児医療対策の現状と今後の課題

(1) 先天性代謝異常

フェニールケトン尿症,ウイルソン病,先天性クレチン症,先天性無ガンマグロブリン血症は適切な医療を施さず放置すれば,精神薄弱などになるおそれがあり,心身障害児の発生予防としてきわめて大切な疾病であるので,43年度より乳幼児を対象に養育医療に準じて医療の給付を行なっている。なお血友病についても,44年度からこのなかで,医療の給付を行なってきたが,本年度からは対象年齢を12歳まで延長してその強化を図っている。

(2) 先天性・後天性心疾患および腎不全等

そのまま放置すればかなりの障害を残すとみられる肢体不自由や先天異常(外表および内臓奇形)等で手術等の治療によつて比較的短期間に障害の除去あるいは軽減のできる見込のあるものに対して,生活能力を得させるための育成医療の給付を行なってきた。

43年にはこの育成医療の対象に先天性心疾患と新生児外科の対象疾患(食道閉鎖,鎖肛など)を,本年度からはさらに後天性心疾患および腎不全を加えて医療援護の充実に努めている。

(3) 小児がん

児童の悪性新生物による死亡率は高く,かつ治療費もきわめて高額となるため,最近の医学の進歩による恩恵も受けられず不幸な転帰をたどる例も少なくない現状から,46年度より入院治療費の自己負担分を公費で負担して治療研究の促進を図っている。

(4) ネフローゼ,ぜんそく,結核等

結核の児童に対しては,治療と教育をあわせて行なう必要があることから療育の給付を全国の指定医療機関に委任して行なってきたが,さらに本年度からは慢性腎炎・ネフローゼおよびぜんそくに対しても治療研究として療育をすすめることとした。

以上述べたとおり,小児医療とくに小児慢性疾患については,療養も長期にわたり,家計における医療費の比重もきわめて大きくなっているため,いくつかの対策が実施されているところであり,今後その拡充が望ま

れている。また最近,地方公共団体の中には,乳児あるいは幼児の医療費を無料にしようとする動きがみられる。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 児童の健全育成

1 地域における児童の健全育成

(1) 地域児童福祉の問題点

児童の健全育成を図るためには、家庭の健全化とともに、地域社会における児童育成環境の整備が必要である。特に、児童の生活は、その大半が遊びであり、遊びの経験は、将来の人間形成にとって重要な役割を有するものである。

しかし、近年における都市化の進展、農村事情の変ぼう等により、自然の適当な遊び場が不足している。また、今日の社会は、きわめて流動的、動態的であり、特に都市部においては、地域の住民連帯性が稀薄となりがちであり、地域における児童愛護の体制の確立が必要となつている。

(2) 児童厚生施設

児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設で、屋内型の児童館と屋外型の児童遊園がある。

ア 児童館

児童館には、集会室、遊戯室、図書室等があり、児童厚生員によつて集団的、個別的に遊びの指導が計画的に行なわれているほか、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の拠点となつている。

また、地域によつては、必要に応じて幼児又は留守家庭学童の継続的な保護育成指導を行なつている。

児童館については、38年度から設備費および運営費に対し国庫補助を行ない、その設置普及を図つてきたが、47年3月末現在、その数は、公立1,612か所、私立127か所、計1,739か所となつている。

47年度においては、さらに125か所が国庫補助により設置される予定である。

イ 児童遊園

児童遊園は、児童公園(都市公園法による)の補完的な役割をもつものであり、主として幼児および小学校低学年学童を利用対象としている。

児童遊園の設置については、33年度から39年度まで遊具等設備費について国庫補助を行なってきたが、40年度からは、標準的児童遊園の設備、運営等に関する一定の基準を定め、これに該当する公立の児童遊園の遊具等設備費に対し国民年金特別融資の措置をとり、その設置促進を図っている。

47年4月現在、児童福祉法に基づく児童遊園の数は、公立3,382か所、私立258か所、計3,640か所である。その他、幼児等が手近に利用できる小規模な遊び場の設置が、地方公共団体等によつてすすめられているが、47年4月現在でその数は29,160か所に達している。

なお、本年3月における中央交通安全対策会議専門委員の調査報告「幼児の交通安全対策について」の中で、児童公園の補完として児童遊園を増設するほか、ちびつこ広場等を地域住民の協力も得て積極的に増設することが指摘されており、この趣旨に沿い、児童遊園等の設置促進につとめているところである。

ウ こどもの国

こどもの国は、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、東京都町田市と横浜市緑区にまたがる約97万平方メートルにおよぶ広大な敷地に、36年度から建設がすすめられ、40年5月5日に開園したものである。その運営は、特殊法人「こどもの国協会」が行なっており、46年度末までに約515万人(有料入園者のみ)の人々によつて利用されている。

なお、地方においても、これに類似した大規模な総合児童厚生施設(こどもの国等と呼称)の設置が計画されており、既に、千葉県においては開園し、山梨県、愛知県、鳥取県等においてもその建設がすすめられている。

(3) 児童健全育成のための地域組織活動

児童の健全育成を図る地域組織活動としては、子ども会等の児童自身の集団的活動と母親クラブ、親の会等の親による児童の育成活動がある。子ども会は、地域のすべての児童を、全体として健全に育成することを目標としており、町内程度あるいはそれ以下の小地域における近隣の児童の遊び集団が組織化されたものである。

子ども会は、47年4月現在約15万組織があり、約703万人の児童が参加している。また、この活動を援助する親の組織として、子ども会育成会があり、その組織数は、約10万で約400万人がこれに参加している。

母親クラブ、親の会は、児童の育成を図る近隣の母親の集団組織であり、児童の事故防止、虐待防止活動、優良文化財の普及活動および家庭養育に関する親の啓発活動を行なっている。47年4月現在約2万3千の組織に約150万人が参加している。

その他、児童指導班や地域の青年の有志指導者の集まりで子ども会の指導等の活動をするV.Y.S(Voluntary Youth Socialworker)等の組織が、47年4月現在で約5,400あり、これに約9万人が参加し、活動している。

(4) 児童福祉文化財の推せん等

中央および都道府県の児童福祉審議会においては、児童福祉法の規定により、児童に有益な文化財の普及を図るため、出版物、映画演劇等について、推せんまたは勧告を行なっている。

中央児童福祉審議会による、46年度中の推せん件数は、出版物311件、映画23件、児童劇8件、放送(テレビ番組)14件となつている。

なお、34年度からは、毎年度推せん文化財の中から特に優秀と認められる作品に対し、児童福祉週間に、厚生大臣から児童福祉文化賞が贈られている。

厚生白書 (昭和47年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第3節 児童の健全育成

2 要保護児童対策

要保護児童とは、次のような児童をいう。

- (1) 身体の発達または機能に障害や欠陥を持つている児童
- (2) 精神の発達または機能に障害や欠陥を持つている児童
- (3) 養育環境等に障害や欠陥を持つている児童
- (4) 反社会的または非社会的行為を伴っている児童

これらの児童に対しては、児童福祉法第7条に規定する肢体不自由児施設、精神薄弱児施設、養護施設等と、その児童の障害や欠陥に応じて各種児童福祉施設へ収容して保護するか、里親および保護受託者に委託して保護するなどにより、なんらかの福祉対策が講ぜられている。ここでは、(3)と(4)の児童に関する対策についてのべる。

(1) 養護を要する児童の福祉

保護者がいないか、あつても児童の福祉を図るうえで、その保護者に養育を任せられない児童を、養護を要する児童として、乳児院、養護施設等に収容して養護するか、里親または保護受託者に委託して養育保護することとなつている。

ア 乳児院および養護施設

養護を要する児童のうち、1歳未満の乳児を入所させて養育するのが乳児院であり、1歳以上の児童を入所させて養育するのが養護施設である。

47年3月1日現在で、乳児院は施設数128か所、収容定員4,217人、在籍人員3,728人となつており、養護施設は施設数521か所、収容定員34,345人、在籍人員31,839人である。

養護施設に入所している児童の状況をみると、かつては浮浪児、戦災孤児が多かつたが、現在は保護者がいるにもかかわらず児童の養育を拒否している場合が多くなつている。そのためか、児童自身にも、何らかの問題をもつたものが増加する傾向にある。

このような状況にあつて、児童処遇の適正化を図るために、46年度および47年度の年次計画をもつて、担当保母等職員の定数改善を行なうとともに、児童処遇費についても各種の改善を図つた。

イ 里親および保護受託者

家庭環境に恵まれない児童を自己の家庭に預つて、暖い愛情となごやかな雰囲気の中で養育するのが里親である。保護受託者は、義務教育を終了した児童を預つたり、通わせて、独立自活に必要な職業

能力等の指導を行なうものである。

この里親制度は、最近増加しつつある養護に欠ける幼児を養育する方法として有用なものであり、46年度には、テレビ等を通じて、一般への周知徹底に努めるとともに、里親の児童処遇についてもその改善をはかつてきた。

47年3月31日現在で、登録里親は13,327人、児童を委託している里親は3,706人、委託している児童は4,366人となっている。

(2) 情緒障害児の福祉

情緒障害児とは、家庭、学校、近隣等での人間関係のゆがみによつて、感情生活に支障をきたし、社会適応が困難になつた児童をいう。これらの児童に対しては、児童相談所等各種相談機関によつて相談をうけ、助言、指導を行ない、その治療を図るとともに、必要に応じて、相談機関の通所治療、情緒障害児短期治療施設に収容して治療することによつてその福祉を図っている。

情緒障害児短期治療施設は、おおむね12歳未満の児童を収容して、医学的、

心理学的治療を行なう施設であるが、47年3月1日現在で、施設数6か所、収容定員300人であり、47年度中に1か所の新設が予定されているだけであり、社会環境の複雑化にともない、情緒障害児の数も増加する傾向にあり、今後とも、この種の施設の増設等が必要である。

(3) 非行児童の福祉

最近における少年非行の動向をみると、量的には、40年頃からの減少傾向が止まり、横ばい状態にあり、質的には、シンナー等の乱用や、自動車に関連した犯罪といったように変化しつつある。

非行少年のうち、14歳未満のものの全部と、14歳以上のものの一部については、児童福祉法上の措置がとられる。その措置には、つぎのようなものがある。

(ア) 児童または保護者に対する訓戒・誓約

(イ) 児童福祉司、社会福祉主事、児童委員等による指導

(ウ) 教護院等の児童福祉施設に入所または里親に委託して保護、指導

(エ) 家庭裁判所への送致

これらのうち、どの措置をとるかは、児童相談所の調査、診断、判定にもとづき、都道府県知事(児童相談所長)がとることとなっている。

46年度中に児童相談所で処理した非行児童に関する相談件数は、31,483件であり、このうち、訓戒・誓約が28.7%、児童福祉司等の指導14.6%、児童福祉施設への入所が7.4%、家庭裁判所への送致が0.1%となっている(第4-1-1表参照)。

非行児童に対する福祉上の措置のうち、教護院に入所させて指導、教育することを教護といい、非行児童の処遇のなかでも中核的役割を果たしている。

第4-1-1表 児童相談所における非行児童に関する相談の処理状況

第4-1-1表 児童相談所における非行児童に関する相談の処理状況							
(46年度)				(単位：件、%)			
	総数	訓戒・誓約	児童福祉司等の指導	児童福祉施設に入所	面接指導	家庭裁判所に送致	その他
処理件数	31,483	9,026	4,585	2,320	10,167	43	5,342
構成割合	100.0	28.7	14.6	7.4	32.3	0.1	16.9

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

教護院は、非行児童を入所させて、生活指導、学科指導、職業指導を行ない、その児童の性向を改善し、社会の健全な一員となるよう運営されている。47年3月1日現在で施設数は57か所(国立2,公立53,私立2),収容定員は5,616人(国立250,公立5,109,私立157)となっており、45年度中に入所児童数は、1,707人、退所児童数は、1,831人となっている。

教護院の入所児童の最近における傾向をみると、窃盗を理由に入所している児童は減少し、情緒障害を起因とする問題行動、性的非行等により入所している児童は増加し、さらに、児童の能力をみても、知能の低い児童は減少している。また家庭の状況をみても、浮浪児等の家庭に恵まれない児童、貧困家庭の児童は減少している。

このような児童の態様の変化にともない、教護院の指導内容の充実強化を図る必要があり、47年度から、学科指導員を配置するとともに、教育用具を整備することとしている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

1 保育所の現状

保育に欠ける乳幼児の福祉対策は、児童福祉法が施行されるまでは、主として民間社会福祉事業家により行なわれてきたが、児童福祉法施行当時の23年3月の記録によれば、保育所は1,476か所、保育児童にして135,503人であるが47年3月1日現在では、施設数14,849か所、定員1,284,091人となつている。この著しい伸長のもととなつたものは、戦後における児童福祉法、児童憲章および児童権利宣言の精神による児童観の発展、著しい社会構造の変革、急速な経済成長等がその要因となつているものとみられる。

すなわち、近年、そして今後さらに進行することが予測される人口の都市集中(農村における過疎化)、家族構成の変化(世帯人員の減少)という相乗関係をもつ経済、社会の構造的変化とともに、婦人-特に既婚婦人-の職場進出は年々増加している。第4-1-2表に示すとおり、45年の女子就業者は、2,003万人で、このうち非農林業女子雇用者は1,086万人で、さらにこのうち有配偶のもの、いわゆる共稼ぎ妻の数は、450万人(41.4%)であつたが、46年には女子雇用者は1,109万人に増え、共稼ぎ妻の数は479万人(43.2%)と増加しており、35年における169万人に比べると、この11年間に約3倍近い上昇である。今後とも、労働力不足、婦人の社会参加意欲の増大等この傾向はさらに続くものと思われ、一方、看護婦、電話交換手等通常の勤務時間、勤務形態によらないものなどにも対応できるように保育時間の延長あるいは企業内における保育等、保育の態様にも多様化が求められている状況にあるので、保育需要はその内容を多様化しつつますます増大するものと思われる。

第4-1-2表 女子就業者数等の状況

第4-1-2表 女子就業者数等の状況

		就業者数 (全産業)	非 農 林 業		
			雇用者総数	有 配 偶	そ の 他
実 数 (万人)	35 年	1,708	693	169	523
	40	1,883	860	300	560
	41	1,926	916	329	587
	42 (旧)	1,968	954	351	602
	42 (新)	1,963	989	378	611
	43	1,980	1,019	398	621
	44	1,986	1,038	417	621
	45	2,003	1,086	450	636
	46	1,981	1,109	479	630
構 成 割 合 (%)	35 年	(指数) 100	100.0	24.4	75.6
	40	110.2	100.0	34.9	65.1
	41	112.8	100.0	35.9	64.1
	42 (旧)	115.2	100.0	36.8	63.2
	42 (新)	114.9	100.0	38.2	61.8
	43	115.9	100.0	39.1	60.9
	44	116.3	100.0	40.2	59.8
	45	117.3	100.0	41.4	58.6
	46	116.0	100.0	43.2	56.8

資料：総理府「国勢調査」(35年)「労働力調査」(40～46年)

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

2 保育所の整備

保育所の整備については、42年度から年次計画をもつて増設整備を行なってきたが、さらに要保育児童の実態などを考慮して、保育所の整備の促進を図ることとし、増設整備を行なっているが、46年度の整備については16億9千万円、543か所(45年度8億4,093万円、516か所)の国庫補助を行なうとともに、国民年金特別融資として、55億7,970万円、615件(45年度40億5,180万円、534件)の融資を行なつて、その整備を進めた。

このほかに、地方公共団体、社会福祉事業振興会、日本自転車振興会などから保育所の整備について従前以上に融資または補助が行なわれた。

47年度においても、前年度に引き続き年次計画に基づき500か所分について国庫補助を行なうとともに、また新設、改築等1か所当たりの国庫補助基本額の引上げをはかることとし、その国庫補助総額は約26億円となる予定である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

3 保育所の運営費の改善

保育所の運営費には、職員給与費、その他の事務費、児童処遇費など保育所の運営に要する一切の費用が積算されているが、特に3歳未満児、3歳児、4歳以上児と年齢区分に応じてそれぞれの保育単価が設けられ適切な保育が実施されるよう配慮されている。

47年度における保育所措置費の国の予算額は、約659億円(46年度約509億円)が計上されているが、47年度におけるその主な改善内容は、保母等職員の給与改善、保健衛生費の増額、庁費の増額および乳児保育特別対策の対象人員の増員などを行なうこととなつた点である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

4 特別保育対策

保育所の補完的役割を果たすものとして,特別保育事業が実施されており,47年度においては,へき地保育所2,459か所,季節保育所5,050か所が開設され47年度における特別保育事業費の国の予算額は,8億5,182万円(46年度7億1,264万円)が計上されている。

また,46年度から事業所内保育施設を運営する事業主に対し,児童福祉の観点から各都道府県知事が,これら施設の実態のはあく,施設の運営指導,研修会への参加等について必要な指導等を行なっているところであるが,今後とも指導等を強化し,児童福祉の充実を図ることとしている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

5 保母の養成と確保

保育所およびその他の児童福祉施設の増設に伴つて、資質の高い保母が多数必要となつている。現在保母資格の取得は、(1)厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業した者、(2)保母試験に合格した者、となつているが、現実にはこれらの資格のない者もいる。このような無資格の保母は、全体に占める割合では、漸次低下しているが、専門職化をめざす保母に対して、より高度な理論と能力が必要とされる今日、このような無資格保母の解消は早急に行なわなければならない課題の一つである。このため、保母養成施設の増設、定員増を行ない、計画的に保母を養成していかなければならない。また、保育所本来の機能、目的を十分踏まえながらも、近年における幼児教育の普及充実への社会的要請に対応して、保育所における幼児教育の充実を図る必要があるので、保母試験により資格を取得した保母等現任の保母の資質を向上させるために、その研修を充実強化する必要がある。また同時に優秀な保母を確保するためには、資格にみあつた勤務上の諸条件を充実していくことが必要である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第4節 保育に欠ける児童に対する施策

6 保育対策の課題

第1は、保育所の整備の問題である。これには、要保育児童の実態に即した増設整備を図ることと、それを円滑、迅速に推進するための財政措置が図られなければならない。42年に行なつた調査によれば要保育児童は148万人となつており、今後の婦人労働の増加傾向等から推計すると、50年には保育所へ入所させる必要のある児童は162万5,000人になるものと見込まれる。

第2は、保育所の適正配置の問題である。47年4月現在の保育所の普及率(学齢前児童数に対する既設保育所の定員の割合)は、全国平均12.8%であるが、各県別にみた場合、極めてアンバランスであり、また、全国約3,300市町村のうち約400町村が保育所未設置の状況にある。

第3は、保育需要の多様化の問題である。

近年、婦人労働の就労態様の多様化に伴い、保育需要も多様化する傾向にあり、保育時間の延長、病児保育、乳児保育などが大きな問題となつている。

現在・保育時間については8時間が原則となつているが、保育時間が長時間にわたる場合は児童の心身発達上好ましくない影響を及ぼし、欲求不満、情緒不安定などの心理的問題徴候が多くみられ、また集中力、持久力などの機能低下がみられるという報告も行なわれているので、保育時間を延長する場合には、これらのマイナス面を最少限度にとどめるとともに保母等職員の勤務が過重にならないよう配慮しなければならない。保護者の勤務時間および通勤時間の実態から考察すれば、以上の観点から、今後十分検討する必要があるであろう。

病児保育については、これを行なうには、医療施設に準ずる施設設備および職員が必要となり、これを多くの保育所に兼備させることは困難かつ不適切であり、むしろ方向としては母親の愛情に満ちた看護を容易ならしめる休暇制度が普及されることが望まれる。

また、乳児保育についても、その必要性は認められるところであるが、これを直ちにすべての保育所に普及させることは困難である。

すなわち、病児保育の場合と同じく、施設面の配慮、医師、看護婦の配置等のほか、乳児の安全対策上の問題もあり、さらに、児童の人格形成のうえからみた場合、最も重要な時期であり、この時期の保育は、最良の保育者である母親によつて行なわれることが望ましいと一般に考えられていることである。これを可能ならしめるため、育児休職制度等の普及をはかるほか児童手当制度等関連諸制度の充実をはかることが必要である。このような観点から、保育所における乳児保育は真に必要なものに対して適正に実施すべきである。

第4は、無認可保育所の問題である。

現実の保育所不足を背景として、無認可保育所が多数存在しているが、厚生省が44年5月に行なつた無認可保育所実態調査によれば、設備が不十分であつたり、保育者の資質が十分でないものが数多くみうけられる。したがつて、認可保育所を早急に整備し、これらの発生を抑制するとともに、今後とも、これらの無認可保育所に対しては、認可保育所となるように指導を行ない、また、これを容易ならしめるための助成を行な

い,積極的にその解消につとめていくことが必要である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

1 母子家庭の問題

44年10月現在で,厚生省が行なつた全国家庭児童調査によると,20歳未満の子どもがいる母子家庭は,全国に約35万2,000世帯と推計されている。

母子家庭となつた原因についてみると,生別,死別ともほぼ同様に約40%ずつを占めている。さらに,母子家庭の生活保護受給率は12.3%,所得税課税率は25.8%となつており,一般世帯の生活保護受給率1%,所得税課税率61.2%と比較すると,母子家庭の所得水準はかなり低くなつている。

母子家庭は,単に父親がいないというだけではなく,このように経済的にも大きなハンディキャップを負つており,ために,母子家庭の児童は進学をあきらめざるを得ないことも多い。また,母親にとつても,一家の経済を支えるために就労の道をさがさなければならないが,長い間家庭に閉じこもつていた中年の女性にとつて,条件のよい職場を求めることは,かなり困難である。自動車の増加をはじめとする機動化の進行に伴う交通事故の増加,経済構造の変化を背景とする労働災害の多発,毎年繰り返される水害などによつて,母子家庭になる例があとをたたない。交通安全,労働安全などの強化とこれらの事故に対する補償措置の拡充などをはかるべきであることは当然であるが,さらに福祉事務所,児童相談所および児童委員などによる生活指導の徹底,生活保護,母子年金,母子福祉年金,遺族年金,児童扶養手当などの生活援護の強化を急がなければならない。母子福祉対策も今後は,このような観点からの検討が必要である。

各論
第4編 社会福祉の増進
第1章 児童と家庭の福祉
第5節 母子家庭の福祉
2 母子福祉資金の貸付け

28年度から実施されている母子福祉資金の貸付制度により、45年度末までに延べ約102万人に対し約293億円が貸し付けられている。その財源は、都道府県の一般会計からの繰入金と、その額の2倍に相当する国の都道府県に対する貸付金を原資とし、これに貸付金の償還金を加えたものである。46年度までに蓄積された原資が、国費約83億円、都道府県費約48億円合わせて約131億円である。その制度のあらましは第4-1-3表のとおりである。

第4-1-3表 「母子福祉貸付金および寡婦福祉貸付金一覧

第4-1-3表「母子福祉貸付金

(47年

および寡婦福祉貸付金一覧

6月現在)

	貸付対象	貸付金の限度額		据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体	個人	40万円 150万円	貸し付けの日から 1年 間	6年 以 内	個人 年3% 団体 年5%	延滞元利金額につき年一〇・七五%
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体	個人	20万円 50万円	貸し付けの日から 6か 月 間	3年 以 内	個人 年3% 団体 年5%	
修学資金	母子家庭の児童	高校、高専 (1~3年) 月 額 3,000円 (特別 4,000円)	卒業後 6か 月 間	20年 以 内	無 利 子		
	父母のない児童	大学、高専 (3~4年) 月 額 8,000円 (特別 11,000円)					
技能習得資金	母子家庭の母	月 額	3,000円	知識技能修得期間満了後 6か 月 間	10年 以 内	年 3 %	
修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童	月 額	3,000円	知識技能修得期間満了後 6か 月 間	5年 以 内	年3% (厚生大臣が定めるものは無利子)	
就職支度資金	母子家庭の母または児童 父母のない児童		30,000円	貸し付けの日から 1年 間	5年 以 内	年 3 %	
療養資金	母子家庭の母または児童		100,000円 (特別 150,000円)	医療を受ける期間が満了後 6か 月 間	5年 以 内	年 3 %	
生活資金	母子家庭の母	月 額	11,000円	技能修得資金もしくは療養資金の据置期間と同じ	技能習得資金とあわせ貸し付けを受けた場合 10年 以 内	年 3 %	
					療養資金とあわせ貸し付けを受けた場合 5年 以 内	年 3 %	
住宅資金	母子家庭の母		30万円	貸し付けの日から 6か 月 間	6年 以 内	年 3 %	
転宅資金	母子家庭の母		18,000円	貸し付けの日から 6か 月 間	3年 以 内	年 3 %	
就学支度資金	母子家庭の児童 父母のない児童		30,000円	卒業後 6か 月 間	20年 以 内	無 利 子	
結婚資金	20歳以上の子を扶養している寡婦		50,000円	貸し付けの日から 6か 月 間	5年 以 内	年 3 %	

厚生省児童家庭局調べ

47年度においては、事業開始資金および事業継続資金他4資金について、つぎのとおり改善された。母子福祉団体に対する事業開始資金および事業継続資金の貸付金額の限度を、それぞれ100万円から150万円、30万円から50万円に引き上げ、修学資金の貸付金額の限度を、高等学校に就学する者に係るものにあつては、月額1,500円から3,000円(特に必要であると認められる者に係るものにあつては、月額3,000円から4,000円)に引き上げ、大学又は高等専門学校に就学する者に係るものにあつては、月額5,000円から8,000円(特に必要であると認められる者に係るものに表)つては、月額9,000円から11,000円)に引き上げ、就職支度資金および就学支度資金の貸付金額の限度を25,000円から30,000円に、また、生活資金の貸付金額の限度についても月額7,500円から11,000円に引き上げられた。今後も経済事情に即応して貸付金が十分に活用されるように内容の充実をはかつていく必要がある。

なお,28年の制度発足以来,45年度までの各資金の種類別貸付金額は第4-1-4表のとおりであつて,修学資金が全体の38.84%,事業開始資金22.68%,事業継続資金16.55%を占めているが,最近の傾向としては,住宅資金の伸びが著しくて16.24%である。また,償還状況についても,償還率が28年度81.5%であつたものが,45年度には96.7%と上昇している。

第4-1-4表 母子福祉貸付金の種類別貸付状況

第 4 - 1 - 4 表 母子福祉貸付金の種類別貸付状況 (単位: 千円, %)		
	28 ~ 45 年 度 累 計	
	金 額	構 成 比
総 額	29,281,407	100.00
事 業 開 始 資 金	6,640,428	22.68
事 業 継 続 資 金	4,845,492	16.55
修 学 資 金	11,373,321	38.84
技 能 習 得 資 金	42,477	0.15
修 業 資 金	369,710	1.26
就 職 支 度 資 金	572,830	1.96
療 養 資 金	19,348	0.07
生 活 資 金	32,435	0.11
住 宅 資 金	4,756,741	16.24
転 宅 資 金	8,122	0.03
就 学 支 度 資 金	620,503	2.12

厚生省児童家庭局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

3 寡婦福祉資金の貸付け

母子家庭に対する福祉対策は、母子福祉法を中心として実施されてきたが、配偶者のない女子でその扶養する子が20歳に達した場合および配偶者と離死別した女子であって扶養する子のない場合は、同法の対象外となっていた。しかしこれらの寡婦は子が成人した後においても、今日の変動の激しい社会にあって、ますます社会的、経済的に不安定な状態に追い込まれることが予測され、早急に福祉の措置の必要性が要請されてきた。

このような背景のもとに、44年度から寡婦福祉資金貸付制度を創設し寡婦の福祉を図っているところである。この制度の内容は、母子福祉資金と同じ11種類の資金に、結婚資金(限度額5万円、償還期限5年)を加えた12種類であるが、結婚資金を除く11種類の貸付限度額、償還期限等は母子福祉資金と同様である。また、46年度までの原資の状況は、国の補助額11億5,000万円、都道府県繰入額5億7,500万円合わせて17億2,500万円である。なお、44年制度発足以来45年度までの各資金の種類別貸付金額は第4-1-5表のとおりである。

第4-1-5表 寡婦福祉貸付金の種類別貸付状況

	第 4 ― 1 ― 5 表 寡婦福祉貸付金の種類別貸付状況 (単位: 千円, %)	
	44 ~ 45 年 度 累 計	
	金 額	構 成 比
総 額	973,983	100.00
事業開始資金	179,347	18.41
事業継続資金	211,129	21.68
修学資金	29,885	3.07
技能修得資金	60	0.01
修業資金	1,345	0.14
就職支度資金	408	0.04
療養資金	4,011	0.41
生活資金	443	0.05
住宅資金	483,904	49.68
転宅資金	90	0.01
就学支度資金	2,680	0.28
結婚資金	60,681	6.23

厚生省児童家庭局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

4 児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童(いわゆる生別母子家庭の児童等)の福祉の向上を図ることを目的として、これらの児童のいる家庭の母または養育者に対して支給されている。

手当の月額、制度発足以来母子福祉年金に合わせて改善され、47年10月分からは児童1人につき2,900円から4,300円となる。

また、児童扶養手当の受給者の配偶者又は扶養義務者の所得による支給制限の限度額を扶養親族等が5人の場合に、年収180万円から250万円に、受給者本人の所得による支給制限の限度額を扶養親族等5人の場合に180万円から209万円にそれぞれ引き上げた(47年5月から)。

47年3月末日現在の児童扶養手当の受給世帯数および受給対象児童数は、それぞれ166,487世帯、261,681人である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

5 母子家庭の相談事業

社会的経済的に幾多の問題をかかえて相談相手を求めている母子家庭に対して,親身に相談相手となり,適切な助言,指導を行なう機関として母子相談員が各福祉事務所に配置されており,その数は46年3月末現在964人である。母子相談員による相談・指導の内容は,生活全般にわたるが,主なものは就職,子どもの教育,母子福祉資金の貸し付けに関する事等である。45年度に取り扱った件数は約33万件で,そのうち解決をみたものは約30万件となつている。

このように第一線で直接母子家庭の福祉の増進にたずさわっている母子相談員の責務はきわめて重く,しかも,昨今の複雑な社会環境に伴つて,広汎で豊富な知識経験が要求されてきている。このため,母子相談員の資質の向上,待遇の改善について,さらに強化する必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

6 母子福祉施設

母子福祉センターは,35年度から母子家庭に対して生業,生活指導やその他各種の相談を行なうなど,これら母子家庭の福祉の向上をはかるための施設として設けられたものであり,45年度末現在で39か所設置されている。また,母子休養ホームは,母子家庭のレクリエーション,休養等のための便宜を供与する施設であつて,38年度以来45年度末までに21か所設置されている。

この2種の施設は,母子福祉法に規定されたものであるが,このほか児童福祉法により母子一体で保護がはかられる施設として,母子寮が設けられており,47年3月現在で501か所が設置され,約6,800世帯が入寮しているが,今後の課題としては,母子家庭の生活向上のため,十分その役割が果たされるよう,また,流動する時代の要請に即応した整備などをはかつていく必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第5節 母子家庭の福祉

7 その他の福祉対策

母子家庭の福祉増進については、以上述べた施策のほかに、つぎのようなものがある。

- (1) 母子家庭の母および児童の雇用対策としては、母子相談員、福祉事務所、公共職業安定所などが相互に協力しあつてその促進がはかられている。また、公共的施設内における売店等の設置許可の推進、たばこ小売人の優先指定などが母子家庭の自立促進対策の一環として行なわれている。
 - (2) 住宅については、公営住宅の母子家庭向きとして毎年1,600戸程度が建設されており、45年度末までに1万6,000戸が建設されている。
 - (3) 死別母子世帯については、国民年金法による母子年金又は母子福祉年金若しくは厚生年金保険法等による遺族年金が支給されているが、所得が一定水準以下の生別母子世帯等については、前述のように児童扶養手当が支給されている。
 - (4) 寡婦控除の適用範囲について、本年度から夫と死別した者については、所得金額が150万円以下である場合に限り、扶養親族の有無にかかわらず寡婦控除の適用範囲に加えることとした。
 - (5) 母子家庭の母および寡婦の自立促進対策としては、本年度新たな事業として、家庭奉仕員等を希望するものにつき、これらに必要な技能を習得させるための講習会を開催し母子家庭等の自立の促進を図ることとした。
-

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第6節 児童福祉施設の整備,運営

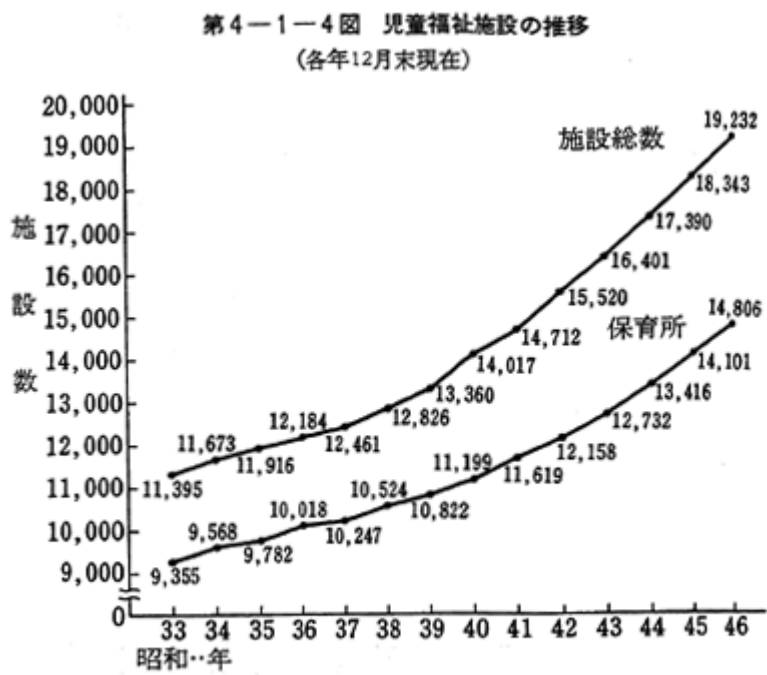
1 児童福祉施設

(1) 児童福祉施設の現状

児童福祉施設は,児童福祉対策推進の支柱として重要な役割を果たしている。児童福祉施設には,精神薄弱児施設,肢体不自由児施設,重症心身障害児施設等心身障害児のための施設,保育に欠ける乳児又は幼児のための保育所,養護児童のための乳児院・養護施設,妊産婦のための助産施設,母子家庭のための母子寮,その他児童の健全育成のための児童厚生施設がある。

児童福祉施設は第4-1-4図のように,全体として逐年着実な増加をみせており,46年は前年に対して889施設増加している。

第4-1-4図 児童福祉施設の推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」
(注) 児童遊園を除く。

この増加した施設のうち、保育所の占める割合はきわめて大きく、79.3%となっており、総数では46年末の施設総数1万9,232か所(児童遊園を除く。)のうち、保育所が1万4,806か所で全体の77.0%を占めている。

保育所以外では、特に著しく増加しているものはないが、児童館・児童遊園はかなりの増加を示している。

このほか、乳児院、教護院等の施設はおおむね横ばいの状態であり、養護施設・母子寮のようにわずかながら減少しているものもある。

公私立の割合をみると、逐年公立の割合が増加しているが、46年末では公立が61.3%となつている。

特に児童厚生施設については38年以来公立による増設をすすめた結果、46年末で児童館は81.6%が、児童遊園は92.9%が公立となつた。

つぎに施設の収容定員および在所人員の状況をみると、46年12月末現在で第4-1-6表のとおりであるが、施設数の傾向に対応した動きをみせている。

第4-1-6表 児童福祉施設、施設数、収容定員、在所人量

第4-1-6表 児童福祉施設、施設数、収容定員、在所人員			
(46年12月末現在) (単位: か所, 人)			
	施設数	収容定員	在所人員
助産施設	1,010	7,947	—
乳児院	127	4,126	3,488
母子寮	501	9,439	17,961
保育所	14,806	1,276,967	1,201,166
養護施設	520	34,181	31,051
精神薄弱児施設	328	24,587	22,240
精神薄弱児通園施設	103	4,135	3,367
盲児施設	32	1,781	1,443
ろうあ児施設	35	2,512	1,861
虚弱児施設	33	2,059	1,788
肢体不自由児施設	76	8,888	7,671
肢体不自由児通園施設	20	830	662
重症心身障害児施設	26	3,309	2,992
情緒障害児短期治療施設	6	300	183
教護院	57	5,211	3,773
児童館	1,552	—	—
児童遊園	2,356	—	—

資料: 厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) 1. 国立施設は除く。

2. 母子寮の収容定員は世帯数を計上している。

以上のような傾向からうかがわれるように、児童福祉施設のなかでも、養護施設・母子寮といった施設は、今後増加する要因が認められず、転換期にあるといえよう。

一方、次代をになう児童を健全に育成することがますます重要になってくることに伴い、児童の健全な遊び場としての児童館・児童遊園等の増設や、勤労婦人の増加等に伴う要保育児童の増大に対処するために保育所の増設が必要となつている。

さらに、その絶対数の不足が叫ばれている心身障害児のための施設の整備を早急に図る必要がある。

また、心身障害者のための総合的な施設として46年4月から国立コロニー「のぞみの園」が開所されているが、地方においても、いわゆる「地方コロニー」が数か所運営されている。

(2) 児童福祉施設の整備

児童福祉施設は、前記(1)でのべたとおり逐年その整備が進められているが、なお相当数の施設が不足している実態にかんがみ、厚生省においては46年度を初年度とする社会福祉施設緊急整備5か年計画を策定し、施設の重点的、かつ、計画的な整備を実施している。

この計画の重点目標は、次のとおりである。

- (1) 緊急に収容保護する必要がある重度の心身障害児(者)の収容施設を格段に整備すること。
- (2) 勤労婦人の増加等社会経済情勢の変化に対応して、保育に欠ける児童のための保育所およびこれに関連する児童館等の整備拡充を図ること。
- (3) 老朽施設の建て替えを促進するとともに、その不燃化、近代化を図ること。

このように5か年計画をもつて、50年度には要収容者のすべてを収容できるよう整備をすすめているところである。

なお、児童福祉法上の施設ではないが、自閉症状を呈するいわゆる自閉症児に対する施設対策として、東京、大阪、三重の三か所に自閉症児施設が設置されている。また、46年度から精神薄弱者(児)施設等を退所し、事業所等に雇用されている精神薄弱者の円滑な社会復帰を図るため精神薄弱者通勤寮が設置されている。

このような児童福祉施設の整備は、都道府県、市町村のほか、社会福祉法人等民間団体によつて行なわれているが、国・地方公共団体等によつて多くの公的資金が投入されている。

すなわち、国庫補助金としては、社会福祉施設等施設整備費補助金があつて、45年度53億円、46年度87億円が計上され、このうち、児童福祉施設分として45年度28億円、46年度43億円が投入された。

また、公立施設においては、特別地方債の起債が行なわれており、民間施設については、日本自転車振興会、日本船舶振興会、共同募金会等の補助、社会福祉事業振興会等の融資が行なわれている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第6節 児童福祉施設の整備,運営

2 児童福祉施設等運営費の改善

児童福祉施設等の運営に要する費用(措置費)は,施設の種類に応じて,都道府県または市町村が支弁することとなつてゐるが,これに対して国庫はその10分の8(精神薄弱者の職親委託の措置費は10分の5)の負担を行なつてゐる。

児童福祉施設等の運営費については,毎年度改善措置がとられているが,47年度における改善の概要は,つぎのとおりである。

(1) 施設従事職員の処遇改善

施設に従事する職員の給与改善措置としては,国家公務員に準じた給与の引き上げを実施したほか,保母,指導員等児童の直接処遇にあたる職員の職務の特殊性を考慮して,本俸の4%相当額の引き上げを図るとともに,調理員等については格付号俸の是正を行ない,特に民間施設職員の給与改善のための経費として民間施設給与等改善費が計上された。

また,保母,指導員等の職員の勤務条件の適正化をはかるため,46年度に引き続いて47年度においても,児童に対する職員定数について,次のような改定を行なつた。

養護施設および虚弱児施設

学齢以上児 7.5:1 右矢印7:1

年少児 5.5:1 右矢印5:1

情緒障害児短期治療施設

8:1 右矢印7:1

精神薄弱児通園施設

幼児 6:1 右矢印5:1

し体不自由児施設

30:1 右矢印20:1

盲ろうあ児施設

幼児 5.5:1 右矢印5:1

保育所

定員60人以下の施設に非常勤保母を1人配置(1日2時間右矢印3時間)

精神薄弱者援護施設

6:1右矢印5:1

このほか重症心身障害児施設の保母,指導員等直接児童の保護にあたる職員の増員をはかるため,重症児指導費が,医療費の50%から55%に引き上げられ増額された。また,教護院において音楽,美術等の学習指導を行なうための非常勤講師手当が新設された。

(2) 入所児童等の処遇の改善

施設入所児童等の処遇についても毎年度その改善に努めているところであるが,47年度においては,飲食物費,日常諸費,保育材料費,教育費,見学旅行費,し体不自由児施設等の日用品費,母子寮少年指導費,里親手当等の引き上げを行なうとともに,生活指導訓練費の対象児童の拡大を行ない,乳児院に麻疹予防接種費,精神薄弱者援護施設に就職支度費が新設され,その処遇の改善をはかることとした。

(3) その他の改善

精神薄弱児,し体不自由児,盲ろうあ児および精神薄弱者の重度児(者)に対する重度加算費について,その支弁対象児(者)数の増加をはかるとともに,保育所の乳児保育の対象人員数の増加,過疎地域等小規模保育所のか所数増加,保育所の第2子以降児の徴収金半減適用階層の拡大を行なうこととした。

このほか,施設の管理費の改善をはかるため,庁費の引き上げを行ない,保育所の保健衛生費についても増額をはかることとした。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

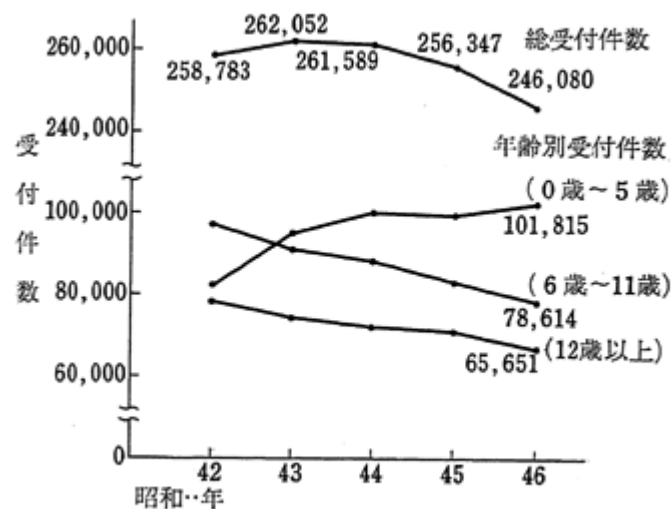
第7節 児童相談所および家庭児童相談室

1 児童相談所

各都道府県・指定都市に設置されている児童相談所は、児童の福祉に関する第一線行政機関として、保護者、近隣の人々、福祉事務所、児童委員および学校等から、児童に関するあらゆる問題について相談を受けている。児童相談所は現在全国で145か所の設置をみており、その相談件数は第4-1-5図のとおりである。年齢的には、ここ数年幼年少児に関する相談の増加傾向と、他方では学齢児、高齢児の相談の減少傾向がめだっている。

第4-1-5図 児童相談所における総受付件数および年齢別受付件数の年度別推移

第4-1-5図 児童相談所における総受付件数および年齢別受付件数の年度別推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

とくに3歳児については、保健所で実施している3歳児一斉健康診査において精神発達面で精密検診を必要とされた児童に対し児童相談所が積極的に判定や指導を進める体制が強化されてきており、3歳児を中心とする乳幼児の相談は、児童相談所業務の重要な部分を占めるに至っている。

児童相談所で受け付ける相談の内容にはつぎのようなものがある。

ア 健全育成相談－しつけ、適性、性向、長欠、不就学、教育その他育成上の諸問題に関する相談

イ 精神薄弱相談－精神薄弱児の保護、指導等に関する相談

ウ 養護相談－保護者の病気家出等のため、保護に欠けている児童、被虐待児等の養育環境上問題のある児童に関する相談

- エ 触法行為等相談－窃盗傷害,放火等の触法行為等不法行為のあつた児童に関する相談
- オ 教護相談－不法行為ほどではないが,浮浪,乱暴等の問題行為のある児童に関する相談
- カ し体不自由相談
- キ 視聴言語障害相談
- ク 保健相談
- ケ 重症心身障害相談－心身に重度の障害をもつ児童の保護,療育,指導に関する相談

これらの相談内容別の受け付けの状況は第4-1-7表のとおりである。児童相談所によつて,また地域によつて,相談内容には,いくつかの特徴があるが,全国的には,第4-1-7表にみられるように全体の約3分の1が健全育成相談である。つづいて約3割を占める心身障害相談は年々増加の傾向を示しているが,心身障害児に対する施設入所の増加に加え,逐年重症心身障害児訪問指導等在宅指導体制の推進強化が反映されている。

第4-1-7表 児童相談所における相談内容別受付件数

第 4 - 1 - 7 表 児童相談所における相談内容別受付件数									
(46年度)									
(単位: 件, %)									
	総 数	養護相談	心身障害相談		非行関係相談		健全育成相談		その他 の 相 談
			し体不自 由・視聴 言語障害 相 談	精神薄弱 ・重症心 身 障 害 相 談	教 護 相 談	触 法 行為等 相 談	しつけ ・性向 相 談	そ の 他 の 相 談	
件 数	246,080	32,344	28,563	45,723	12,147	19,111	46,147	38,431	23,614
構成割合	100.0	13.2	11.7	18.6	5.0	7.8	18.8	15.7	9.2

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

つぎに,非行関係相談についてみると,40年代の前半まで減少傾向が著しかつたが,主に14歳未満の触法行為等相談にここ数年若干の増加がみられた。一般に最近の非行の内容および非行年齢層の変化が注目されているところである。

さて,児童相談所で取り扱う相談の中でもとくに社会のすう勢を反映している養護相談については若干の増加傾向がみられ,その内容としては第4-1-8表にみられるように,主として核家族における親の傷病や家出等による養護上の問題が複雑なかたちであらわれてきている。

第4-1-8表 児童相談所における養護相談の理由別処理件数

第 4 - 1 - 8 表 児童相談所における養護相談の理由別処理件数							
(46年度)							
(単位: 件, %)							
	総 数	傷 病	家 出	難 婚	死 亡	棄 児	その他
件 数	32,534	6,630	6,198	4,527	1,297	507	13,375
構成割合	100.0	20.4	19.6	13.9	4.0	1.6	40.5

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

児童相談所では,以上のような問題で相談を受け付けた個々のケースについて,専門的な調査や判定が進められ,それに基づき具体的な処理方法が決定される。処理の内容は第4-1-9表のとおりである。全体の約3分の2が面接指導であり,助言や指導(面接指導1回)の他,心理治療やカウンセリング等の継続通所指導(面接

指導2回以上継続)が実施されている。児童福祉施設への入所措置は例年全体の約1割強を占め、養護施設入所が最も多いが、精神薄弱児施設等の心身障害児施設入所が年々増加し、両者で全体の84%を占めている。

第4-1-9表 児童相談所における処理方法別処理件数

第 4 — 1 — 9 表 児童相談所における処理方法別処理件数									
(46年度) (単位：件，％)									
	総 数	訓戒・ 誓 約	児 童 福祉司 指 導	里 親 ・保護 受託者 委 託	児童福 祉施設 入 所	国 立 療養所 委 託	面 接 指 導		その他
							1 回 のみ の も の	2 回以 上継続 のもの	
件 数	246,581	9,332	6,878	885	26,883	1,135	136,604	29,637	35,227
構成割合	100.0	3.8	2.8	0.4	10.9	0.5	55.4	12.0	14.2

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

児童相談所の重要な業務である一時保護の方法には、児童相談所に附設されている一時保護所への入所と他の機関等への委託とがあるが、例年総受付件数の11%の児童を一時保護している。

児童相談所では、主として児童福祉司、相談員等のケースワーカー、臨床心理判定員および医師の3者によつて児童相談がすすめられており、これらの専門職員は毎年着実な増加をみている。とくに、47年度には、新指定都市(札幌市、川崎市、福岡市)の発足と沖縄県の復帰により、児童相談所の職員総数は3,300名を超え、例年より著しい増加をみている。

児童福祉に関する問題は、今後一層多様化、複雑化することが予想され、児童相談所の役割は一層重要なものとなつてきている。とくに児童相談所の増設と、専門性の向上により、国民の児童福祉にかかわるニーズに十分に対応することが望まれている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第1章 児童と家庭の福祉

第7節 児童相談所および家庭児童相談室

2 家庭児童相談室

児童の健全育成のためには、先に述べた地域社会が重要な役割を果たしていることは言うまでもないが、それにもまして、児童の基本的生活の場である家庭が果たしている役割は非常に大きいと言える。

しかし、近年、とくに経済の高度成長による社会の構造的変化は、家庭生活を大きく変ぼうさせ、これが家庭生活における児童の健全育成について種々の問題を投げかけている。

このため、児童問題をその背後にある家庭と密着して考えていこうとする立場にたつて、39年より福祉事務所に家庭児童相談室を設け、家庭に対する専用的社会事業サービスを積極的に実施している。

家庭児童相談室は毎年増設され、47年度末には全国で825か所となる。

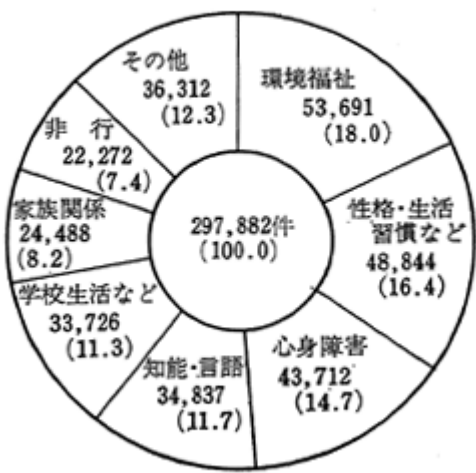
各家庭児童相談室には、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事1人と家庭相談員2人等が置かれ、児童の養育等について訪問や通所による相談指導を行なっている。

この家庭児童相談室と児童相談所との関係については、取り扱うケースの難易度や措置権限等および地域住民の利便度を考慮して決められ、重症ケースは児童相談所、軽症ケースは家庭児童相談室というようにケースの分担を行なっている。

46年度に取り扱った相談内容は、第4-1-6図のとおりであり、環境福祉の問題(児童の養育に欠ける問題、不良な地域環境の問題等)や性格・生活習慣等の問題など健全育成関係の相談が多いが、心身障害、知能・言語等児童の心身障害関係の相談は逐年増加している。児童の心身障害の問題についての相談が増えているのは、従来、これら障害児に関し閉鎖的であつた一般家庭において、進んで相談事業に応じようとする積極的態度が現われてきたものと思われる。

第4-1-6図 家庭児童相談室相談指導処理件数

第 4—1—6 図 家庭児童相談室相談指導処理件数
(46年度)



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

なお、公的相談機関である家庭児童相談室の補完的役割をもつ民間の家庭児童相談所に対して、その活動を促進するため39年度以降運営費の一部を国庫補助している。